

令和8年第1回鴻巣市農業委員会定例会会議録

| | | | | | | | | |
|------------------|-------------------|--------|---------------------|---|-------|----------|-------|----------|
| 召集期日 | 令和8年1月23日(金) | | | | | | | |
| 開会場所 | 鴻巣フラワーセンター 会議室 | | | | | | | |
| 開 会 | 令和8年1月23日 午後4時00分 | | | | | | | |
| 閉 会 | 令和8年1月23日 午後5時09分 | | | | | | | |
| 議 長 | 大塚 明夫 | | | | | | | |
| 委員応召並びに出席状況 | | | | | | | | |
| 農 業 委 員 | 議席 番号 | 委員氏名 | 出席 状況 | 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 | 委員氏名 | 出席 状況 | 委員氏名 | 出席 状況 |
| | 1 | 新井 勉 | 出席 | | 秋山 和生 | 出席 | 新井 正芳 | 出席 |
| | 2 | 林 繁雄 | 出席 | | 小川 一彦 | 出席 | 清水 実 | 出席 |
| | 3 | 林 信夫 | 出席 | | 上谷 一海 | 出席 | 馬場 毅 | 出席 |
| | 4 | 大塚 明夫 | 出席 | | 鯨井 文雄 | 出席 | 新井 秀樹 | 出席 |
| | 5 | 寺山 佳宏 | 出席 | | 金子 昇 | 出席 | 関塚 正己 | 出席 |
| | 6 | 尾澤 利彦 | 出席 | | 松村 洋充 | 出席 | 飯野 博文 | 出席 |
| | 7 | 武井 正夫 | 出席 | | 加村 純男 | 出席 | 石川 保男 | 出席 |
| | 8 | 秋池 功 | 出席 | | 塚越 秀夫 | 出席 | 江原 浩昭 | 出席 |
| | 9 | 野本 雅一 | 出席 | | 福島 政則 | 出席 | 吉田 和好 | 出席 |
| | 10 | 荒井 広志 | 出席 | | 椎林 幹夫 | 出席 | | |
| | 11 | 伊藤 政士 | 出席 | | 西崎 照男 | 出席 | | |
| | 12 | 小林 紀之 | 出席 | | 桐敷 光朗 | 欠席 | | |
| | 13 | 保科 美那子 | 出席 | | 細井 悟 | 出席 | | |
| 議事録署名人 | | | 新井 勉 ・ 林 繁雄 | | | | | |
| 議事参与 | | | 藤村 弥 ・ 藤村 剛 ・ 小田嶋 愛 | | | | | |
| 書 記 | | | | | | | | |

会議事件名

議案第1号 農地法第3条の規定に関する件

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について

顛末

令和8年1月23日
開会 午後4時00分

| | |
|--------------|---|
| <p>【議長】</p> | <p>これより、令和8年第1回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>議案書の訂正をお願いします。議案書1ページの議案第1号農地法第3条の規定に関する件の経営面積が誤っておりましたので、訂正をお願いします。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>続きまして、議事録署名人の指名をします。番号1番 新井 勉 委員・番号2番 林 繁雄 委員をお願いします。</p> <p>これより議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。本議案には、〇〇〇推進委員が受人となっている申請が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、当該委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員1名の退出)</p> <p>それでは事務局より議案説明をお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>議案について説明します。 議案第1号 農地法第3条の規定に関する件 所有権の移転 4件 5筆</p> <p>番号1 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人の農作業従事日数は250日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は671.31アールで、自宅から申請地までは200mの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| 【新井 勉 農業委員】 | <p>番号1について報告いたします。受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、大豆を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| 【上谷一海 推進委員】 | <p>番号1について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| 【一同】 | <p>(質問なし)</p> |
| 【議長】 | <p>質問がございませんので、次に番号2について内容説明を事務局からお願いいたします。</p> |
| 【事務局】 | <p>番号2 受人は今回、売買により新たに農地を取得し、水稻を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は160日であり、農作業に常時従事するものと認められます。申請</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>地の取得後における農地の経営面積は368.71アールで、自宅から申請地までは500メートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| 【林 信夫 農業委員】 | <p>番号2について報告いたします。受人は、今回の申請地において、水稻を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、地域農業の担い手へ農地利用の集積化が推進されますので、問題はないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| 【一同】 | <p>(質問なし)</p> |
| 【議長】 | <p>質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局からお願いいたします。</p> |
| 【事務局】 | <p>番号3 受人は米麦や野菜を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は310日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は78.71アールで、自宅から申請地までは400メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>【林 繁雄 農業委員】</p> | <p>番号3について報告いたします。受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| <p>【西崎照男 推進委員】</p> | <p>番号3について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局からお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>番号4 受人は野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人の農作業従事日数は350日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は49.72アールで、申請地は自宅に隣接した農地であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| <p>【林 繁雄】</p> | <p>番号4について報告いたします。受人は野菜の栽培を中心とした農業経営を行</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>農業委員】</p> | <p>っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| <p>【椎林幹夫 推進委員】</p> | <p>番号4について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、意欲ある農業者へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、採決を行います。議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(全員挙手)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第1号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>(指名された委員1名の入室)</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案について説明します。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 3件 10筆</p> <p>使用貸借権の設定 2件 3筆</p> <p>地上権の設定 1件 2筆</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>番号1</p> <p>受人は、現在市内の借家に家族3人で暮らしています。子供が生まれたことにより手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家近くの本申請地を母から借り受ける話がまとまり申請するものです。この自己用住宅は、介護が必要な妻の母を含む義理の両親との2世帯住宅となります。なお、申請地は、令和7年7月17日付けで農用地区域から除外されており、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p> |
| 【小林紀之 農業委員】 | <p>番号1について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断します。また、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。そして、受人の資力や信用も問題はないと判断します。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p> |
| 【吉田和好 推進委員】 | <p>番号1について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | 質問がございませんので、次に番号2についての内容説明を事務局からお願いいたします。 |
| 【事務局】 | <p>番号2</p> <p>受人は市内の自宅にて、家族4人で農業を営んでいます。国土交通省が施行する一般国道17号(上尾道路Ⅱ期)工事の施工に伴い、自宅が収用されることになり、代替地を探していたところ、自宅近くの本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p> |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。 |
| 【林 繁雄 農業委員】 | 番号2について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第1種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当すると判断します。従前と同様の生活環境の保持と農業経営の継続のためにも、本申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |
| 【西崎照男 推進委員】 | 番号2について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、一般下水道に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。 |

| | |
|----------------|--|
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | 質問がございませんので、次に番号3について内容説明を事務局からお願いいたします。 |
| 【事務局】 | <p>番号3</p> <p>受人は現在市内で大工工事業（鉄筋コンクリート打設、型枠作成）を営む法人です。現在利用している駐車場が手狭であることから、利便性と安全性の向上のために駐車場の増設をしたく土地を探したところ、本社及び作業所の近接地である本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地の東側に位置する農地は、道路に接していないことから、営農のための進入路として本申請地を利用することについて、受人は了承済みとのことです。</p> |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。 |
| 【寺山佳宏 農業委員】 | 番号3について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。駐車場としての立地条件から、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |
| 【関塚正己 推進委員】 | 番号3について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界に矢板鋼板による土留めを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に敷地内浸透処理とし生活排水は発生しないため、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の |

| | |
|----------------|--|
| | ある方は挙手願います。 |
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | 質問がございませんので、次に番号4について内容説明を事務局からお願いいたします。 |
| 【事務局】 | 番号4 受人は、市外の借家に夫婦と子供2人で暮らしていますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、実家の近くで自己用住宅の建築を計画し土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。 |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。 |
| 【荒井広志 農業委員】 | 番号4について報告いたします。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第1種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当すると判断します。実家の近くで両親と協力し合いながら生活していきたいという条件から、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、事業の目的が達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |
| 【金子 昇 推進委員】 | 番号4について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリートブロック塀やマウントアップを設置し土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。 |

| | |
|----------------|--|
| 【議長】 | ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。 |
| 【一同】 | (質問なし) |
| 【議長】 | 質問がございませんので次に移りますが、番号5と番号6は関連がありますので、一括して議案審議を行います。それでは、内容説明を事務局からお願いいたします。 |
| 【事務局】 | <p>番号5及び番号6</p> <p>番号5と6は、同一の事業者が一体敷地で太陽光発電設備を設置する申請ですが、権利の違いにより申請が分かれています。番号5の申請地が地上権の設定に対して、番号6の申請地は所有権の移転となります。</p> <p>受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、1,560枚のパネル等を含む太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p> |
| 【議長】 | 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。 |
| 【尾澤利彦 農業委員】 | 番号5及び番号6について報告いたします。番号5の申請地は、川里支所を中心とする半径300メートル以内の円で囲まれる区域内的の農地であるため、農地区分は第3種農地に該当すると判断します。一方、番号6については、申請地の3筆は、川里支所から300メートル以内に位置していますが、1筆は300メートルを超えて半径500メートル以内に位置しています。よって、番号6は第3種農地もしくは第2種農地に該当する筆が混在していると判断します。申請にあたり、他の候補地を検討しており、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。 |

| | |
|----------------|--|
| 【馬場 毅 推進委員】 | 番号5及び番号6について報告いたします。申請地には、隣接する農地との境界にマウントアップを設置し、かつ安全対策として周囲にフェンスを設置します。なお、申請地は除草対策として、年3～4回の草刈りを行う予定です。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。 |
| 【議長】 | ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。 |
| 【林 繁雄 農業委員】 | 今回地上権の設定と所有権の移転で2つの申請となっていますが、この違いは所有者の意向でしょうか。 |
| 【事務局】 | 所有者の意向です。3名の方は所有権を手放して、1名の方はそのまま所有したいという意向のようです。 |
| 【議長】 | 他に質問はございませんか。 私からも太陽光発電施設に関連して、1点確認してよろしいでしょうか。本件のように会社が受人の場合、事業実施の現実性を適切に確認するため、会社の信用についてどのような方法で確認しているのでしょうか。 |
| 【事務局】 | 事業計画に不適切な箇所等がないよう、事業計画の妥当性を確認しております。また、その会社の転用実績について、適宜他市町村に連絡する等、適切に転用事業がなされているか確認しております。 |
| 【議長】 | 他に質問はございませんか。 |
| 【林 信夫 農業委員】 | 転用後の地目は雑種地になるのでしょうか。 |
| 【事務局】 | はい。雑種地です。 |
| 【議長】 | その他に質問はございませんか。 |
| 【一同】 | (質問なし) |

| | |
|--------------|--|
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、採決を行います。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> |
| <p>【事務局】</p> | <p>議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、埼玉県農林公社より</p> <p>使用貸借権の設定 1件 2筆 1,157.00㎡</p> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。本来中間管理事業は6月1日始期と12月1日始期となりますが、今回は4月1日始期となります。こちらは、昨年から明日の農業担い手育成塾で研修を受けている方が、公社を通じて1年間借り受ける契約となります。</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(質問なし)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>質問がございませんので、採決を行います。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>【一同】</p> | <p>(全員挙手)</p> |
| <p>【議長】</p> | <p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第3号について原案のとおり承</p> |

認いたします。続きまして、続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。

令和7年12月11日～令和8年1月13日受付分

農地法第3条第1項第13号の規定による農地転用届出

| | | |
|----|----|-----------|
| 1件 | 3筆 | 6,072.00㎡ |
|----|----|-----------|

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

| | | |
|----|-----|-----------|
| 9件 | 20筆 | 3,853.36㎡ |
|----|-----|-----------|

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出

| | | | |
|--------|----|-----|-----------|
| 所有権の移転 | 8件 | 12筆 | 2,930.00㎡ |
|--------|----|-----|-----------|

| | | | |
|--------|-----|-----|------------|
| 合計届出件数 | 18件 | 35筆 | 12,855.36㎡ |
|--------|-----|-----|------------|

これらは、全て会長専決でございます。

何かご質問はございますか。

【一同】 (質問なし)

【議長】 続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。

【秋池 功
親睦会会長】 ・新年会の開催について
・お見舞金の支出について

【議長】 事務局から何かありますか。

【事務局】 ・来年度の定例会日程について
・委員の改選について
・全国農業新聞について

【農政課】 ・物価高騰対策支援（肥料価格高騰対策支援金）について

【議長】 これをもちまして、令和8年第1回定例会を閉会いたします。
なお、次回の定例会は令和8年2月25日（水）午後2時00分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後5時09分